

# 東日本大震災により被害を受けた中小企業等のみなさまへ

日本政策金融公庫では、このたびの東日本大震災により被害を受けた中小企業者等のみなさまを対象とした「東日本大震災復興特別貸付」を取り扱っております。

| 震災セーフティネット関連         |  |
|----------------------|--|
| 対 象 者                | その他震災による被害を受けた方  |
|                      | 風評被害、計画停電等東日本大震災の影響により売上等が減少し、資金繰りに支障を来していることまたは支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的にみて業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方等               |
| 資金のお使いみち             | 企業維持上緊急に必要な設備資金および経営基盤の強化を図るために必要な運転資金<br>※生活衛生セーフティネット貸付は運転資金のみ   |
| ご融資限度額               | 一般貸付とは別枠で4,800万円<br>※生活衛生セーフティネット貸付は5,700万円  |
| ご返済期間<br>(据置期間) (注1) | 設備資金：15年（3年）<br>運転資金：8年（3年）  |
| 利 率<br>(年利%)<br>(注1) | 基準利率＝2.15%～<br>ただし、一定の要件に該当する場合は次の利率が控除されます。(注2)<br>基準利率－0.2%（特別利率G）<br>基準利率－0.3%（特別利率N）<br>基準利率－0.5%（特別利率R） |

(注1) 適用する融資制度に定める融資条件が、本制度に掲げる条件より有利である場合は、当該融資条件を適用します。

(注2) 次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が低減されます。

1 雇用の維持又は拡大を図る場合は、0.2%利率を低減

2 次のいずれかに該当する場合は、0.3%利率を低減

① 最近3ヵ月における売上高等が前年同期に比し5%以上減少している場合

② 最近1ヵ月における売上高等が前年同月に比し20%以上減少しており、かつ、その後の2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる場合

3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合は、0.5%利率を低減

(※) 融資制度により、一定の要件・お手続きが必要となる場合があります。

(※) ご返済期間等によって異なる利率が適用されます。利率は平成23年5月23日現在のものです。

(※) 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

## <震災直接、間接被害関連>

震災直接被害を受けられた方（①東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けられた方②原子力発電所の事故に関する警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所を有する方）間接被害を受けられた方（直接被害を受けられた方と取引のある方）には、さらに金利が低い震災直接被害関連・震災間接被害関連の制度がございます。詳細は公庫までお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 日本政策金融公庫甲府支店国民生活事業

予約専用ダイヤル 055-224-5366

〒400-0031 甲府市丸の内2-26-2